

生徒規則

I. 服装等

1. 1. 服装規定

- (1) 上着は、本校指定のブレザーを着用する。
ブレザーの着用期間は、基本的に、12月から4月の離任式までとする。
ブレザー着用期間において、登下校時には原則着用しなければいけない。
※ 始業開始から終礼までは、寒暖に合わせて、ブレザーを脱いでも構わない。
- (2) シャツは、本校指定のシャツを着用する。
- (3) 男子は本校指定のスラックスを着用する。女子は本校指定のスカート又はスラックスを着用する。
- (4) カーディガン・ベストは、本校指定のものを着用する。
- (5) 女子はリボンを着用してもよい。
ネクタイは本校指定のものを着用してもよい。
- (6) 着用について
ブレザー着用期間以外は、寒暖にあわせて、制服（ブレザー、シャツ、カーディガン、ベスト）を各自が組み合わせを判断して着用すること。また、本校指定のウインドブレーカー等の防寒具を着用する場合、必ずブレザーを着用していること。
- (7) スカートの丈を短くするなど、制服の仕立て直し等をしないこと。
変造した場合は「再購入」してもらいます。
- (8) 防寒具の着用は、指定のウインドブレーカーなどを着用し、華美なものを着用しない。
市販の防寒具は、始業開始後から終礼まで校舎内での着用は原則認めない。
- (9) 夏季限定服は、指定期間内に本校指定のポロシャツとチノショーツ（ハーフパンツ）とし、指定期間内は、登下校および授業中の着用を認める。

2. 校章

- ① 制服のエンブレムおよび刺繍を校章のかわりとする。

3. 靴

- ① 通学靴：通学には運動靴を用いることが望ましい。クロックス・下駄・ハイヒール・スリッパ等、および下足ロッカーに入らない靴での通学は禁止する。違反した場合、靴に履き替えてから、再登校してもらいます。
- ② 校内用上履き：校舎内では指定の上ばきを使用し、記名すること。
- ③ 体育館シューズ・グラウンドシューズ：本校指定のシューズを使用する。

4. 頭髪

端正な髪型とし、脱色、染色、パーマメント等は禁止する。

5. 装身具

ピアス、ネックレス、指輪などのアクセサリ、化粧、華美なヘアバンド・バレッタ・シュシュなども含めて禁止する。

6. その他

一般に服装・所持品はすべて学校生活に相応しいものとし、華美なものは禁止する。

II. 通学

1. 登校時刻

始業予鈴（普通8時35分）までに登校する。

2. 下校時刻

平日は午後5時までに下校すること。

3. 休業日の登校

下記の日は原則として登校を禁止する。

- (1) 日曜日
- (2) 国の定める祝祭日
- (3) 土曜日
- (4) 12月29日～1月3日
- (5) その他学校が特に指定した日